

事業事前評価表（開発計画調査型技術協力）

作成日：平成 25 年 11 月 1 日

担当部署：国際協力機構産業開発・公共政策部

産業・貿易第一課

<p>1. 案件名</p>
<p>国名：ケニア国 案件名：モンバサ経済特区開発マスタープランプロジェクト Master Plan on Mombasa Special Economic Zone Project</p>
<p>2. 協力概要</p>
<p>(1) 事業の目的 東アフリカ北部回廊の入り口に位置するモンバサ都市圏において、経済特区開発のビジョン・コンセプト決定、誘致産業・機能の選定、インフラ整備計画策定及び運営体制の整備により、経済特区開発に係るマスタープランを策定することにより、当該地域への投資促進に寄与する。</p> <p>(2) 調査期間 2014年1月～2015年3月（15ヶ月）</p> <p>(3) 総調査費用 3.5億円（仮）</p> <p>(4) 協力相手先機関 産業化省</p> <p>(5) 計画の対象（対象分野、対象規模等） 分野：民間セクター開発 計画対象地域：モンバサ経済特区エリア（約2,000km²） 裨益者：経済特区進出企業</p>
<p>3. 協力の必要性・位置付け</p>
<p>(1) 現状及び問題点 モンバサ市はインド洋に面した東アフリカ地域最大の貿易港であるモンバサ港を中心とするケニア国第二の都市である。モンバサ市はケニア国のみならず北部回廊で繋がるウガンダ国、ルワンダ国など近隣の内陸国を含む地域全体の経済発展を支える物流上の拠点となっている。</p> <p>ケニア国政府は2008年に国家開発計画「ビジョン2030」を策定し毎年平均10%以上の成長率を達成し、2030年までに中所得国入りすることの方針を掲げた。同計画は「経済」「社会」「政治」の3つの柱を立てており、「経済」分野では20件の優先プロジェクト（Flagship Project）が発表され、その中の1件として国内3か所（モンバサ、キスム、ラム）の経済特区（Special Economic Zone、以下「SEZ」）を開発し、インフラ整備・用地整備の上で、産業誘致を行うことが定められている。また、モンバサSEZ（約2,000km²）に含まれるDongo Kundu地区（モンバサ港南岸）については別の優先プロジェクトにおいて自由貿易港（港湾に隣接したSEZ）として開発することが定められている。</p> <p>モンバサSEZはモンバサ港南岸を起点として内陸に深く延伸する2,000km²にまたがる広大な地域の総称である。同地域はモンバサ港南岸のDongo Kundu地区（以下、「DK-SEZ」）及びモンバ</p>

サからナイロビに向けたMombasa Corridor地区（以下、「MC-SEZ」）に大別される。DK-SEZは約12km²の地区で現在は一部で粗放農業がおこなわれている。円借款「モンバサ港周辺道路開発事業」により北岸と連結される見込みである一方、産業誘致に当たっては電力・上水等のインフラを整備の上で、工業用地整備が必要となる。MC-SEZはモンバサから約50km程度の地区からナイロビ方面に広がる2,000km²程度の広大な地区で、粗放農業、荒地等で構成され4つの町を含む。市街地は基幹道路（モンバサ道路）上に立地し、町の周辺については電力・上水が一定程度整備されているが、産業誘致に当たっては適地選定及びインフラ強化が重要となっている。

北部回廊の玄関口であるモンバサ都市圏の戦略的な位置づけと、SEZへの投資ポテンシャルを踏まえ、両地区を含むモンバサSEZ開発方針に係る実現性の高いマスタープランを作成することがビジョン2030の優先プロジェクト実施促進の観点から、喫緊の課題となっている。

また、SEZに関する政府の方針を定めたSEZ政策については2012年8月に内閣承認済みであり、2013年9月時点でSEZ政策をもとに起案されたSEZ法の国会提出が準備中である。同法成立後は産業化省の下に新たに経済特区庁（SEZ Authority）が設置されることとなっている。本モンバサSEZ開発に当たっては経済特区庁設立を見据えつつ、個別SEZの運営管理体制及び実施細則を検討することが重要課題となっている。

（2）相手国政府国家政策上の位置づけ

上述の通り、SEZ 開発は国家開発計画であるビジョン 2030 の経済分野の優先プロジェクトに位置づけられ、SEZ 法により裏付けられたものである。本事業はこれらケニア側開発計画によるモンバサ SEZ 開発を促進するものであり、先方政策に合致するものである。

（3）他国機関の関連事業との整合性

・国際金融公社がケニア国における SEZ 法案の作成・最終化、同法案実施細則の策定、経済特区庁設置への協力を実施中である。本事業ではこれら政策的取組と緊密に連携しつつ、個別 SEZ の開発マスタープランを策定する。

・インフラ整備の観点では世界銀行がケニア沿岸域水供給マスタープランを実施済みであり、今後借款供与が検討されている。モンバサ市の水供給については需要に対して水源が十分でないが、同借款が実現すれば水供給の状況の改善が見込まれる。

（4）我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置づけ

・我が国の対ケニア共和国国別援助方針（2012年4月）では重点分野の一つとして「経済インフラ整備」を掲げている。事業展開計画において本件は同重点分野の下に設置された「広域輸送インフラ改善プログラム」に位置づけられる。同プログラムはケニア及び東アフリカ全体の貿易活性化を目的として、ハード・ソフトの側面から国際回廊道路整備、国境における通関手続きの簡素化、経済特区開発を行うもの。

・本件に直接関連する JICA 事業として「モンバサ港開発事業（2007年11月円借款契約調印）」及び「モンバサ港周辺道路開発事業（2012年6月円借款契約調印）」があげられる。前者は北部回廊の経済発展に伴い増加しているコンテナ取扱量に対応するためモンバサ港の北岸に新

コンテナターミナル等の建設を支援するもの、後者はよりモンバサ港の北岸と南岸をつなぐ道路整備を行うもの。これら事業によりモンバサ SEZ 開発におけるアクセス道路・港湾インフラの整備が促進し、本事業のインパクト増大に寄与すると考えられる。

4. 協力の枠組み

(1) 調査項目

- 1) 関連情報の収集および分析 (SEZ 法、PPP 法、インフラ整備計画、地域開発計画等)
- 2) 開発ビジョン・コンセプトの検討
- 3) 誘致対象産業・機能の検討 (本邦・第三国企業調査、バリューチェーン分析等)
- 4) SEZ グランドデザインの作成 (空間配置計画、マーケティング資料等)
- 5) インフラ整備計画の策定 (道路、港湾、上下水道、通信、廃棄物処理等)
- 6) 資金調達方法の検討 (積算、経済財務分析等)
- 6) 経済特区運営管理体制の決定 (SEZ 組織体制、SEZ 運営体制、ワンストップサービス等)
- 7) 人材育成計画の策定
- 8) 環境社会配慮に係る必要手続きの実施

(2) アウトプット (成果)

- 1) モンバサ SEZ 開発の開発ビジョン・コンセプトが決定される
- 2) モンバサ SEZ 開発における誘致産業・機能が選定される
- 3) モンバサ SEZ 開発におけるインフラ整備計画が策定される
- 4) モンバサ SEZ 開発における運営管理体制が整備される

(3) インプット (投入): 以下の投入による調査の実施

(a) コンサルタント (分野/人数)

合計: 70.0M/M

分野: 11 分野 (主要な分野のみ)

総括、SEZ 開発コンセプト/PPP、投資需要調査、産業振興、SEZ 管理・運営/ワンストップサービス、土地利用計画/造成計画、港湾需要予測・施設検討、工業団地施設、積算/経済財務分析、環境計画・環境社会配慮 (自然環境)、環境社会配慮 (社会環境)

5. 協力終了後に達成が期待される目標

(1) 提案計画の活用目標

マスタープランがケニア政府で承認され、優先課題が実行される。

(2) 活用による達成目標

モンバサ経済特区への企業進出

6. 外部要因

(1) 協力相手国内の事情

<p>(a) 政権交代等政府内部事情によって提案計画が形骸化しない。</p> <p>(b) SEZ 開発に関する関係省庁・機関の権限が維持・継続される。</p> <p>(c) 国内の経済状況が極度に悪化しない。</p> <p>(d) モンバサ都市圏の治安が悪化しない。</p> <p>(2) 関連プロジェクトの遅れ</p> <p>「モンバサ港周辺道路開発事業（円借款）」に大幅な遅れが生じない。</p>
<p>7. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮（注）</p>
<p>(1) 環境社会配慮</p> <p>①カテゴリ分類：B</p> <p>②カテゴリ分類の根拠</p> <p>本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）」上、セクター特性、事業特性及び地域特性に鑑みて環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。</p> <p>③環境許認可：本調査で確認</p> <p>④汚染対策：同上</p> <p>⑤自然環境面：同上</p> <p>⑥社会環境面：同上</p> <p>⑦その他・モニタリング：同上</p> <p>(2) ジェンダー・平等推進/平和構築・貧困削減</p> <p>特になし</p> <p>(3) その他</p> <p>特になし</p>
<p>8. 過去の類似案件からの教訓の活用（注）</p>
<p>(1) 類似案件の評価結果：鉱工業プロジェクトフォローアップ調査報告書（アセアン諸国における工業開発、裾野産業振興、投資誘致に係る開発調査の集約化・体系化）（平成16年3月）においては投資誘致開発計画調査の評価と留意点として、「投資誘致のためには工業団地のみならずビジネス環境及び周辺インフラ整備が重要」との教訓を得ている。</p> <p>(2) 本事業への教訓：本事業は東アフリカ最大の港であるモンバサ港の機能を活用したSEZ整備に係るマスタープランを実施するものであり、SEZ組織体制、SEZ運営実施細則、ワンストップサービス等のビジネス環境整備と道路・水・電力等の周辺インフラ整備についてもプロジェクト計画に含め、包括的な調査内容とした。</p>
<p>9. 今後の評価計画</p>
<p>(1) 事後評価に用いる指標</p> <p>(a) 活用の進捗度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定されたマスタープランがケニア政府に承認される ・策定されたマスタープラン及び提案された優先課題の実行数 <p>(b) 活用による達成目標の指標</p> <p>策定されたマスタープランに基づく個別の経済特区の設置状況、経済特区運営体制の確立</p>

状況、インフラ整備計画の具体化度、インフラ整備状況、企業進出状況

(2) 上記 (a) および (b) を評価する方法および時期

- ・ 調査終了3年後 事後評価
- ・ 必要に応じてフォローアップ

(注) 調査にあたっての配慮事項